

品川区子育て援助活動支援事業  
(ファミリー・サポート・センター事業)

指導検査基準 (令和4年3月11日適用)

品川区子ども未来部保育課

## 評価

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	<p>指導検査基準に違反する場合（B評価および軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。</p> <p>ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。</p>
B	口頭指導	<p>指導検査基準に適合していないが、軽微な事項または改善が容易な事項違反は、原則として、「口頭指導」とする。</p> <p>ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合または正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。</p> <p>なお、C評価であっても軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。</p>
A	助言指導	指導検査基準に適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

本指導検査基準では、関係法令および通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令および通知等	略称
1	平成25年12月3日25福保子家第617号「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱」	都要綱
2	平成14年2月22日区要綱第8号「品川区ファミリー・サポート・センター事業実施要綱」	区要綱
3	平成15年5月30日法律第57号「個人情報の保護に関する法律」	個人情報の保護に関する法律
4	平成9年10月27日条例第25号「品川区情報公開・個人情報保護条例」	品川区情報公開・個人情報保護条例

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
1 事業内容	<p>ファミリー・サポート・センター（地域において子どもの預かりの援助を受けたい者と援助を行いたい者からなる会員組織をいう。以下同じ。）を設立して以下に掲げる事業を実施する。また、会員数は20人以上とする。</p> <p>(1) 会員の募集、登録等に関すること  (2) 援助活動の調整に関すること  (3) 会員に対する講習会および会員間の交流に関すること  (4) アドバイザーとサブ・リーダーとの連絡調整会議に関すること  (5) 関係機関との連絡調整に関すること  (6) 事業の広報に関すること  (7) 上記に掲げるものの他、事業の目的を達成するために必要と認められること</p>	<p>1 必要な事業内容を実施しているか。</p> <p>2 会員数が20人以上となっているか。</p>	<p>(1) 都要綱第4条別紙(1)①  (2) 区要綱第2条</p> <p>(1) 都要綱第4条別紙(1)①</p>	<p>(1) 必要な事業を実施していない。  (2) 必要な事業の実施が不十分である。  (1) 会員数を満たしていない。</p>	C B C
2 相互援助活動の内容	<p>相互援助活動の内容は、以下に掲げる子どもの預かりの活動とする。</p> <p>(1) 子どもを預かること  (2) 保育施設等への子どもの送迎を行うこと  (3) その他区長が必要と認めること</p>	<p>1 必要な相互援助活動の内容を実施しているか。</p>	<p>(1) 都要綱第4条別紙(1)②  (2) 区要綱第5条</p>	<p>(1) 必要な相互援助活動を実施していない。  (2) 必要な相互援助活動の実施が不十分である。</p>	C B
3 事業の実施方法	<p>(1) アドバイザーの設置</p> <p>ファミリー・サポート・センターに、アドバイザー（相互援助活動の調整等の事務を行う者をいう）を配置する。</p> <p>また、ファミリー・サポート・センターの事業規模に応じて、会員の中からサブ・リーダーを選任し援助活動の調整を行うことができる。</p> <p>なお、アドバイザーに対する研修の積極的な実施に努めることとする。</p> <p>(2) 会則の制定</p> <p>相互援助活動等の実施に必要な事項を規定したファミリー・サポート・センターの会則を制定する。</p>	<p>1 アドバイザーが配置されているか。</p> <p>1 会則が制定されているか。</p>	<p>(1) 都要綱第4条別紙(1)④3  (2) 区要綱第3条</p> <p>(1) 都要綱第4条別紙(1)④イ</p>	<p>(1) アドバイザーが配置されていない。  (1) 会則が制定されていない。  (2) 会則の内容が不十分である。</p>	C C B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
(3) 会員の登録	<p>会員の登録に関しては、年度ごとに更新・整理する。また、会員登録の際には公的書類による本人確認を行うとともに、本業務趣旨や会則等について説明を行う。</p> <p>&lt;会員の条件&gt;</p> <p>(1) 提供会員：区内に居住する20歳以上の中身ともに健康で、センターが実施する講習会修了者もしくは、センターが同等と認める者その他、区長が特に認めた者</p> <p>(2) 依頼会員：区内に居住し、生後43日以上の児童（概ね12歳までの子ども）を有する者</p>	<p>1 会員の名簿等が年度ごとに整理されているか。</p> <p>2 公的書類による本人確認を行っているか。</p> <p>3 本業務趣旨や会則等について説明をしているか。</p> <p>4 提供会員と依頼会員は規定の条件を満たしているか。</p>	<p>(1) 都要綱第4条別紙(1)④ウ</p>	<p>(1) 名簿等が整理されていない。</p> <p>(2) 名簿等の整理が不十分である。</p> <p>(1) 公的書類による本人確認を行っていない。</p> <p>(1) 説明を行っていない。</p> <p>(2) 説明が不十分である。</p> <p>(1) 会員の条件が満たされていない。</p> <p>(1) 会員間の相互援助活動が適正に実施されていない。</p>	C B C C B
(4) 援助活動の実施	<p>会員間で行う相互援助活動は、子どもの預かりの援助を受けたい者と援助を行いたい者との請負または準委任契約に基づく。</p> <p>また、相互援助活動の実施にあたり、依頼会員は提供会員と事前に援助活動の内容を協議し、援助活動の実施を相互に確認して決定する。</p> <p>提供会員は、援助活動を実施した時は、その実施内容を記載した報告書を作成し、依頼会員の確認を受ける。</p>	<p>1 会員間の相互援助活動は適正に実施されているか。</p> <p>2 報告書の内容を確認しているか。</p>	<p>(1) 都要綱第4条別紙(1)④エ</p> <p>(2) 区要綱第6条第3項</p> <p>(1) 区要綱第6条第4項</p>	<p>(1) 報告書が作成されていない。</p> <p>(2) 報告書の内容を確認していない。</p> <p>(3) 報告書の内容が不十分である。</p>	C C B
(5) 保険への加入	会員が行う相互援助活動中の子どもの事故に備え、ファミリー・サポート・センター補償保険に一括して加入する。また、保険に加入する費用はセンターが負担する。	1 会員が補償保険に加入しているか。	<p>(1) 都要綱第4条別紙(1)④オ</p> <p>(2) 区要綱第8条第1項、第2項</p>	<p>(1) 会員が補償保険に加入していない。</p> <p>(2) 保険に加入する費用をセンターが負担していない。</p>	C C
(6) 子どもの預かり場所	<p>子どもを預かる場所は、会員の自宅、児童館や地域子育て支援拠点等、子どもの安全が確保できる場所とし、会員間の合意により決定する。なお、ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設における預かりも可能とする。</p> <p>また、都要綱の別添1および別添2を参考とし、提供会員が日頃から注意すべきポイントをチェックリスト形式でまとめたリストを作成する。このリストを活用し、預かり場所の定期的な安全点検を行い、子どもの事故を未然に防ぐことにつなげる。</p>	<p>1 子どもを預かる場所が適正か。</p> <p>2 チェックリストを作成しているか。</p> <p>3 チェックリストを確認しているか。</p>	<p>(1) 都要綱第4条別紙(1)④カ</p> <p>(1) 都要綱第4条別紙(1)④カ</p>	<p>(1) 子どもを預かる場所が適正でない。</p> <p>(1) チェックリストが作成されていない。</p> <p>(1) 提供会員が作成するチェックリストに基づく安全点検について確認していない。</p> <p>(2) 改善に向けた指導をしていない。</p>	C C C C

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価・指導要項	評価区分
(7) 預かる子どもの人数	相互援助活動の実施にあたり、一度に預かることができる子どもの人数は、援助を行う会員1人につき原則として1人とする。なお、やむを得ず複数の子どもを預かる場合には、援助を行う会員の経験や子どもの年齢等を考慮し、安全面に十分配慮する。	1 預かる子どもの人数により安全面に十分配慮されているか。	(1) 都要綱第4条別紙(1)④キ	(1) 安全面が十分に配慮されていない。	C
(8) 報酬	相互援助活動に対する報酬は、区要綱の第7条による。報酬の目安として制度の趣旨、地域の実情等を反映した適正と認められる額を会則等で定める。	1 区要綱で定められた報酬の範囲内で事業が実施されているか。	(1) 都要綱第4条別紙(1)④ク (2) 区要綱第7条 (1) 都要綱第4条別紙(1)④ケ	(1) 区要綱で定められた報酬の範囲内で事業が実施されていない。	C
(9) 講習の実施	AED（自動体外式除細動器）の使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ緊急救命講習および事故防止に関する講習（安全チェックリストの活用やヒヤリ・ハット事例の検証等を内容とするもの）について、援助を行う会員全員に対して必ず実施する。（ただし、他の研修等で同内容を受講済みの者で、区が適当と認める場合は、この限りでない） また、預かり中の子どもの安全対策等のため、上記の講習の他、保育園への実習等を実施し、これを修了した会員が援助活動を行う。  緊急救命講習および事故防止に関する講習について、援助を行う会員全員に対して、少なくとも5年に1回必ず実施し、その他のフォローアップ講習等の実施も含め、相互援助活動の質の維持、向上に努める。	1 安全対策の講習を実施しているか。  2 保育園等への実習を実施しているか。  3 フォローアップ等の講習を実施しているか。	(1) 都要綱第4条別紙(1)④ケ (1) 都要綱第4条別紙(1)④コ	(1) 安全対策の講習を実施していない。  (1) 保育園等への実習を実施していない。  (1) フォローアップ等の講習を実施していない。	C C C
3 個別事情への配慮について	ひとり親家庭、低所得者（生活保護世帯、区民税非課税世帯）およびダブルケア負担の世帯（育児と親等の介護を同時にやっている世帯）、障害児や多胎児を持つ世帯で配慮が必要な世帯から利用申し込みがあった場合、優先的に柔軟に調整を行うよう努める。	1 配慮が必要な世帯に対し十分な配慮がされているか。	(1) 都要綱第4条別紙(1)④シ	(1) 十分な配慮がされていない。	A
4 その他	事業に従事する者は、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならない。また、会員に対して、相互援助活動によって知り得た会員またはその家族の個人情報を他人に漏らさないよう周知を図る。  活動中に事故が生じた場合には「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）における事故報告等について（平成29年11月16日付29福保子家第1078号通知）」に従い速やかに区へ報告する。 ファミリー・サポート・センター事業は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項の第二種社会福祉事業に位置付けられているため、届出事項の変更等がある場合は1か月以内に「子育て援助活動支援事業開始届等届出事務取扱要綱（平成27年4月21日27福保子家37号）」に従い、都へ届出を行う。	1 個人情報保護に関して、法律等に基づいて適切な措置を講じているか。  2 事故が生じた場合の報告が速やかに行われているか。  1 変更届出等が提出されているか。	(1) 都要綱第5条 (2) 個人情報の保護に関する法律第15条～第31条 (3) 品川区情報公開・個人情報保護条例第4条 (1) 都要綱第5条 (1) 都要綱第6条	(1) 個人情報保護に関して、法律等に基づいて適切な措置を講じていない。  (1) 事故が生じた場合の報告が速やかに行われていない。  (1) 変更届出等が提出されていない。	C C C